

令和4年3月

植物園年間パスポートご利用のお客様へ

植物園年間パスポート制度の取り扱いについて(お知らせ)

いつも服部緑地都市緑化植物園をご利用いただきまして有難うございます。

当植物園は、指定管理者制度により平成 30 年度から令和4年度の5カ年間を対象に、大阪府から指定された「服部緑地指定管理者グループ」が運営維持管理を行っており、令和 4 年度は、現指定管理者期間の最終年度でございます。

割引制度等は次期指定管理者の裁量となり、現在の各種割引制度は承継されない場合があることから、現在実施しております服部緑地都市緑化植物園年間パスポートを下記のような取り扱いとさせていただきますので、何卒ご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。

記

◆令和4年度服部緑地都市緑化植物園年間パスポート制度

現在は、有効期間が年度関係なく1年間を対象に販売しておりますが、令和4年度は次の様に運営させていただきます。

令和4年4月から9月までの半年間、令和5年3月末を有効期限として、月単位で年間パスポート単価を割引補正し、下記の料金にて販売させていただきます。

都市緑化植物園年間パスポート料金表		
販売月	金額(円)	有効期限
4月	1,050	令和5年3月 31 日まで
5月	960	
6月	870	
7月	780	
8月	700	
9月	610	

* 10 月以降は年間パスポートの販売を中止いたします。